

愛知県地球温暖化対策推進条例の制定に伴う関係条例の一部改正新旧対照表

県民の生活環境の保全等に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第四項関係）

新

第七十二条 削除

（地球温暖化対策計画書の作成等）

第七十二条 溫室効果ガス総排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律
（平成十年法律第百十七号）第一条第五項に規定する溫室効果ガス総排
出量をいう。）が相当程度多い者として規則で定めるもの（以下「地球温
暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところにより、溫室効果ガ

旧

（地球温暖化の防止に関する計画等）

第七十二条 知事は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平
成十年法律第百十七号）第一条第一項に規定する地球温暖化をいう。以
下同じ。）の防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、溫室
効果ガス総排出量（同条第五項に規定する溫室効果ガス総排出量をい
う。以下同じ。）の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するために必要
な県、事業者及び県民のそれぞれが取り組むべき溫室効果ガスの排出の
抑制等（同条第一項に規定する溫室効果ガスの排出の抑制等をいう。以
下同じ。）のための措置に関する計画を定めるものもしくは、地球温暖化の防
止を図るための施策を推進するものとする。

2 事業者及び県民は、前項の計画に従い、その事業活動又は日常生活に
おいて、電気、燃料等の効率的な使用、再生品の使用等による資源の有
効利用、建築物等の緑化その他の地球温暖化の防止を図るための措置に
取り組むよう努めなければならぬ。

（地球温暖化対策計画書の作成等）

第七十二条 溫室効果ガス総排出量が相当程度多い者として規則で定める
もの（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところ
により、溫室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書（以
下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、これを知事に提出しな

スの排出の抑制等（同条第一項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等をいう。以下同じ。）のための措置に関する計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2 以下 略

ければならない。

2 以下 略

県民の生活環境の保全等に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第五項関係）

新

目次

第一章及び第二章 略

第二章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

第一節 建築物に係る環境への負荷の低減（第七十二条—第七十五条の二）

第二節以下 略

第四章以下 略

旧

目次

第一章及び第二章 略

第二章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

第一節 地球温暖化の防止（第七十二条—第七十五条）

第一節の二 建築物に係る環境への負荷の低減（第七十五条の二—第七十五条の七）

第二節以下 略

第四章以下 略

第一節 地球温暖化の防止

第七十二条 削除

（地球温暖化対策計画書の作成等）

第七十二条 温室効果ガス総排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第一條第五項に規定する温室効果ガス総排出量をいう。）が相当程度多い者として規則で定めるもの（以下「地球温

「暖化対策事業者」という。)は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の抑制等(同条第一項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等をいう。以下同じ。)のための措置に関する計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。

- 2 地球温暖化対策事業者は、前項の規定により地球温暖化対策計画書を作成したときは、その内容を公表するよう努めなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定による地球温暖化対策計画書の提出があつたときは、温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律第一条第二項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の状況その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(地球温暖化対策実施状況書の作成等)

第七十四条 地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施の状況を記載した書面(以下「地球温暖化対策実施状況書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。

- 2 前条第一項及び第三項の規定は、地球温暖化対策実施状況書について準用する。

(地球温暖化対策計画書等の提出に係る勧告)

第七十五条 知事は、地球温暖化対策事業者が第七十二条第一項又は前条第一項の規定により地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書を提出しないときは、その者に対し、これを提出すべきことを勧告することができる。

第一節 建築物に係る環境への負荷の低減

(建築物環境配慮指針の策定等)

第七十二条 略

(特定建築物環境配慮計画書の作成等)

第七十三条 略

(特定建築物環境配慮計画書の変更の届出等)

第七十四条 略

(新築等の工事完了の届出等)

第七十五条 略

(特定建築主に対する指導又は助言)

第七十五条の一 知事は、特定建築物環境配慮計画書の提出又は第七十四条第一項の規定による届出があつた場合において、当該提出又は届出に係る第七十二条第一項第四号に掲げる事項が建築物環境配慮指針に照らして不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(特定建築物環境配慮計画書の提出等に係る勧告)

第七十五条の二 知事は、特定建築主が特定建築物環境配慮計画書の提出若しくは第七十四条第一項若しくは第七十五条第一項の規定による届出(以下「提出等」という。)をせず、又は虚偽の提出等をしたときは、その者に対し、提出等をし、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告することができる。

第一百条 知事は、第十二条、第二十二条第一項、第二十五条第一項、第

第一節の二 建築物に係る環境への負荷の低減

(建築物環境配慮指針の策定等)

第七十五条の二 略

(特定建築物環境配慮計画書の作成等)

第七十五条の三 略

(特定建築物環境配慮計画書の変更の届出等)

第七十五条の四 略

(新築等の工事完了の届出等)

第七十五条の五 略

(特定建築主に対する指導又は助言)

第七十五条の六 知事は、特定建築物環境配慮計画書の提出又は第七十五条の四第一項の規定による届出があつた場合において、当該提出又は届出に係る第七十五条の三第一項第四号に掲げる事項が建築物環境配慮指針に照らして不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(特定建築物環境配慮計画書の提出等に係る勧告)

第七十五条の七 知事は、特定建築主が特定建築物環境配慮計画書の提出若しくは第七十五条の四第一項若しくは第七十五条の五第一項の規定による届出(以下「提出等」という。)をせず、又は虚偽の提出等をしたときは、その者に対し、提出等をし、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告することができる。

第一百一条 知事は、第十二条、第二十二条第一項、第二十五条第一項、第

四十二条、第四十五条の一第一項、第四十七条第一項、第六十二条、第七十条第二項、第七十五条の三、第八十二条、第九十二条第二項又は前条第一項の規定による場合のほか、事業活動その他の人の活動に伴い生ずる障害によつて人の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、期限を定めて、その事態を除去し、又は防止するために必要な限度において、当該事態を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

第一百四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙、粉じん、炭化水素系物質、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭若しくはダイオキシン類（以下この項において「ばい煙等」という。）を発生させ、若しくは排出している者、特定有害物質等を取り扱う者（特定有害物質等取扱事業者を含む。）、土壤若しくは地下水の特定有害物質による汚染に係る土地の所有者等、土地の形質の変更をする者、地下水を採取している者、特定化学物質等取扱事業者、特定建築主、特定自動車使用事業者若しくは自動車販売業者から必要な報告を求め、又はその職員に、ばい煙等を発生し、若しくは排出している工場等その他の場所、特定有害物質等取扱事業所、土壤若しくは地下水の特定有害物質による汚染に係る土地、土地の形質の変更をする土地、地下水を採取している工場等その他の場所、特定化学物質等取扱事業所、特定建築物若しくはその敷地若しくは建築工事場若しくは自動車の所在すると認める場所に立ち入り、必要な

四十二条、第四十五条の一第一項、第四十七条第一項、第六十二条、第七十条第二項、第七十五条、第七十五条の七、第八十二条、第九十二条第二項又は前条第一項の規定による場合のほか、事業活動その他の人の活動に伴い生ずる障害によつて人の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、期限を定めて、その事態を除去し、又は防止するために必要な限度において、当該事態を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

第一百四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙、粉じん、炭化水素系物質、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭若しくはダイオキシン類（以下この項において「ばい煙等」という。）を発生させ、若しくは排出している者、特定有害物質等を取り扱う者（特定有害物質等取扱事業者を含む。）、土壤若しくは地下水の特定有害物質による汚染に係る土地の所有者等、土地の形質の変更をする者、地下水を採取している者、特定化学物質等取扱事業者、地球温暖化対策事業者、特定建築主、特定自動車使用事業者若しくは自動車販売業者から必要な報告を求め、又はその職員に、ばい煙等を発生し、若しくは排出している工場等その他の場所、特定有害物質等取扱事業所、土壤若しくは地下水の特定有害物質による汚染に係る土地、土地の形質の変更をする土地、地下水を採取している工場等その他の場所、特定化学物質等取扱事業所、特定建築物若しくはその敷地若しくは建築工事場若しくは自動車の所在すると認める

帳簿書類、施設その他の物件若しくはばい煙等の発生若しくは排出、土壤若しくは地下水の汚染若しくは地下水の採取の状況を検査させることができる。

2 以下 略

場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件若しくはばい煙等の発生若しくは排出、土壤若しくは地下水の汚染若しくは地下水の採取の状況を検査させることができる。

2 以下 略